

廃品回収サービスのトラブル

事例

「廃品回収をしています。
不要なものはありませんか？」
と電話があり、タンスや棚等不用品があると伝えたところ、翌日、担当者が訪問し、「トラック2台で片づけ費用50万円」の契約書を提示された。

契約書を確認すると、他県の業者であることが分かったが、怖くて断りきれず手付金2万円を支払い、記名捺印してしまった。

明日、回収日であるが、高額なため費用が準備できない。解約できないか。

(置賜管内 50歳代 女性)



ひとことアドバイス



- 粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市町村のルールに従って行いましょう。処分について不明な点がある際には、市町村に確認しましょう。
- 一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた事業者しか行えません。安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので避けましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。





生活安全情報 米沢警察署生活安全課から

コンビニ決済をご存知ですか？
コンビニ決済とは、インターネット上で商品購入等をした際、表示

された「払込番号」によりコンビニのレジで現金支払いができるシステムです。今、このシステムを悪用した被害が増えています。例えば、「有料動画の未納料金がある。コンビニに行き、この払込番号で現金を支払え。」等と犯人側から指示され、被害に遭ってしまうのです。「**コンビニ+払込番号+現金支払い**」は「**100%詐欺**」。気をつけましょう。



消費生活サポーターの出前講座を紹介します

10月のリーダー研修会で、消費生活サポーターの活動として、長井市のサポーターさんによる寸劇を紹介しました。今月は高畠町でサポーターをされている渡部忠一さんの出前講座の様子を紹介します。

渡部忠一さんは、「悪質商法に騙されないために」という講話を始めてられて、16年目になります。講座の進め方は、講師の側が一方向的に話をするのではなく、参加する人と世間話をしながら、お茶飲み話の雰囲気ですべて進めています。近年は、小学校を回って子供たち向けに消費者教育を行ったり、環境保護に関する講座を行うなど活動の幅をますます広げています。



- ◆消費生活出前講座に興味をお持ちのサポーターさんがいましたら、置賜消費生活センターまでご連絡ください。



12月・1月の消費生活法律相談

12月7日(木) 13:30~15:30

1月11日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072